規則

埼玉県ふ ぐ \mathcal{O} 取 扱 11 等に関する条例 施行 規則 0 __ 部を改正する規則をここに 公 布

令和元年十二月十日

埼玉県知事 大 野 元 裕

埼玉県規則第二十二号

 \mathcal{O} 埼玉県ふぐの取扱 部を次 埼玉県ふ のよ うに改正する ぐ \mathcal{O} 取扱い 11 等に関す 等に る条例施行規則(平成十五年埼玉県規則第八十三号) 関する条例 施 行 規 則 \mathcal{O} $\overline{}$ 部を改正する規則

第三条中 「滋賀県 知 事 \mathcal{O} 下 に 尚 山 県 知 事 を 加え る。

をいう。 に改 証 明 でする書 七条第 める。 次号に 面 をい 項 第 お . う。 11 て 号 以 中 に改め、 下 「身 を 分 「医師 証 明書 同項第二号中 \mathcal{O} 成成 診 断 年 -被後見 書 「身分証 · 精 神の 人とする登記記 機能 明書」 \mathcal{O} 障害に を 医 録 師 関 が する診 な \mathcal{O} 診 11 断 書 断書 とを

同 式の 式第 添 一号 付 書 1 1類3を (2)及 び 次 添付書類2中 0 よう ĺ 改 が る。 「滋賀県知事」 0) 次に 岡山県知事」 を 加 え、

3 医師の診断書 (精神の機能の障害に関する診断書)

附則

限 び る。 式第 \mathcal{O} 規 一号 則 は は 公 \mathcal{O} 布 改 令 正 \mathcal{O} 和 規 元 日 定 年 カュ 十二月 ら施行する。 (「滋賀県知事」 + 匹 日 から 施行す \mathcal{O} 次に る。 国日海出典」を加える部分に ただ Ļ 第三条の 改正 規定及